

福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定に関する  
議案の提案に対する意見の申出について（報告）

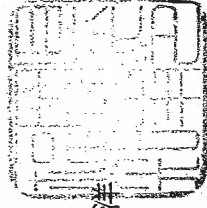
令和元年12月定例県議会に提案される標記議案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき臨時代理し、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和元年11月25日  
教 育 長

1 教総第1031号

令和元年11月7日

福岡県教育委員会 殿



福岡県知事 小川 洋

議案の提出に係る意見の聴取について (依頼)

令和元年12月定例県議会に、福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定に係る議案を別紙のとおり提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴教育委員会の意見を求めます。

第一七七号議案

福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定について

ていじ

次の表の指定管理者を指定するものとする。

令和元年十二月二日提出

福岡県知事 小川 洋

施設名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立社会教育総合センター	福岡市博多区博多駅前	福岡総合センター事業協同組合	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで
福岡県立英彦山青年の家	一丁目四番一号		
福岡県立社会教育総合センター少年自然の家			
福岡県立少年自然の家			
福岡県立少年自然の家「玄海の自			

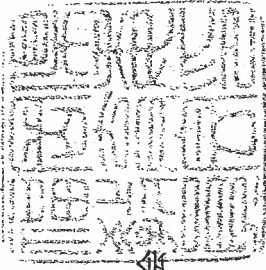
理由

福岡県公設の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例（平成三十一年福岡県

あつちのあつち。  
六十七号（第二百五十四條の二第二項の規定により県の議会の議決を求め  
、指定管理者指定するに当り、地方自治法（昭和二十二年法律第  
三百三十一條の二第一項及び第三百三十三條の第三項の規程に基き  
る條例）昭和三十一年福岡県例第五号（第二百五十五條の二第一項、  
條例第十五号）による改正後の福岡県公の施設の設置及び管理に關す

1教総第1048号  
令和元年11月7日

福岡県知事 殿



福岡県教育委員会

福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定に関する  
議案の提案に対する意見の申出について（回答）

（対11月7日1教総第1031号）

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。